

正副議長記者会見について（報告）

令和7年12月19日に行われた正副議長記者会見の発言要旨について、下記のとおり報告いたします。

記

1 定例会の総括について

- 今期定例会は、令和7年11月27日から12月19日までの23日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計55件を可決した。
- 議員提出議案について、「堺市議会会議規則の一部を改正する規則」を可決し、意見書は「地方税財源の充実確保を求める意見書」等計5件を可決した。
- 今期定例会で可決した議案数は全部で61件となった。

【(1) 令和7年度堺市一般会計補正予算（第3号及び第5号）について】

- 第3号の補正予算の主な内容は、
大仙公園、さかい利晶の杜、堺駅周辺を結ぶ無料観光シャトルバスの運行費用、旅行事業者へのツアーコースに要する経費の補助である。これは、10月から運行を開始した気球と世界遺産を堺観光の最大の魅力として堺の認知度を高め、誘客につなげ、あわせて、堺の歴史文化資源の魅力発信などで大仙公園エリアのエリア内周遊、環濠エリアへのエリア間の周遊促進を図ることで来訪者数の増加と消費額単価の向上をめざしている。
また、本市で教育環境及び避難所環境の向上を目的に進めている学校体育館への空調整備について、新たに創設された国の支援制度を活用することにより、令和7年度から令和11年度までの5か年であった当初の整備期間を、令和10年度までの4か年に短縮し、整備を完了する計画に変更された。全国的に学校体育館の空調整備が加速する中、設計業者の確保や設備機器の調達が課題となっているため、令和8年度に設計予定であった小学校46校について、設計業者の確保のため発注時期の前倒しに伴う費用である。
- 本件は、本会議や常任委員会の審議を経て、12月19日の本会議において可決された。
- 第5号の補正予算の内容は、国の総合経済対策に係る対応である。
1点目は、物価高騰等に直面する市民や事業者の経済的負担軽減を目的とした水道料金の減額で、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年2月から7月検針分、合計6か月分の水道基本料金を免除するものである。
2点目は、物価高騰等に直面する子育て世帯の支援を目的とした「（仮称）物価高対応子育て応援手当」の支給である。令和7年9月30日時点において、0歳から高校3年生までの児童手当支給対象児童を養育する世帯に対して、こども1人あたり2万円を支給するものである。
- 本件は、12月19日の本会議において可決された。

【(2) 堺市立学校設置条例の一部を改正する条例について】

- 特別支援学校の狭あい化を解消するため、令和 8 年 4 月に新たに堺市立宮園小学校の敷地の一部に「堺市立百舌鳥支援学校宮園分校」を設置するもので、それに伴い、現在の「堺市立百舌鳥支援学校分校」を「堺市立百舌鳥支援学校旭分校」に改称するものである。
- 本会議において、議員から、「宮園分校の開設だけで今後将来安定した教育環境が保障されるわけではない。児童・生徒数の推移を見てからでなく、市として複数の方策を同時に視野に入れながら、中長期の整備を戦略的に検討していくことが求められる。今後、堺のこどもたちが必要とする支援を確実に受けられる環境を守るために、積極的な検討を進めることを求める」などの考えが示された。
- 本件は、本会議や 12 月 12 日の文教委員会の審議を経て、12 月 19 日の本会議において可決された。

【(3) 議員提出議案について】

- 11 月 27 日の初日本会議に提案された「堺市議会会議規則の一部を改正する規則」は、全国都道府県議会、全国市議会、全国町村議会の 3 議長会において、現在の社会情勢等に照らし、議場へ入場する本会議出席者の携帯品の持ち込み等について、会議運営の標準的な規定である標準会議規則が改正されたことを受け、本市議会の会議規則についても見直しを行ったものである。
- 主な改正内容は、議場に入場する際に着用や携帯してはならない物として、「外とう」、「えり巻」といった名称を、「コート」、「マフラー」と時代に即した内容に改正し、あわせて「つえ」を削除するものである。
- また、病気等の理由により、着用や携帯し入場する際の手続を、許可制から届出制に変更するものである。
- 本件は、11 月 27 日の本会議において可決された。

【(4) 全会一致の意見書について】

- 今期定例会で可決した 5 件の意見書のうち、全会一致で可決されたものは、「地方税財源の充実確保を求める意見書」である。

2 記者からの質問に答えて

Q 令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年で学校体育館に関する説明があったが、どのような背景なのか聞きたい。

A (副議長)

多くの学校体育館は地域の防災拠点となる避難所に指定されている。真夏の暑い時期や真冬の冷え込む時期において災害が発生した際は、そこで寝泊まりすることになるが、ほとんど（の体育館には）空調設備が整備されていない。国内で大きな災害が起った際には、その問題が大きくクローズアップされ、それに対し国も重点的に、また各地方も競争のように空調整備を進めている。

本市は（整備に）5 か年かかるものを 4 か年に前倒し努力している。（設計）業者や予算の問題が当然あるが、市民の声を反映し、1 年でも半年でも早くという思いで前倒しするものである。

Q 学校に避難設備としての機能が求められている中で、各自治体が一斉に整備を始めたため、それが（原因で）過熱していき（業者の確保が）難しくなってきたということか。

A（副議長）

それも原因だと思う。

Q 資料4、会議規則の改正について「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改めて、「つえ」を削除したのは、つえが必要な人は当たり前であるとの理解でよいか。

A（議長）

これまででは、つえの持ち込みが禁止となっており、議長に申し出をして、議長が持ち込み許可の判断をしていた。

A（議会局）

補足すると、今回つえを削除したので、届け出することなく、つえを持ち込むことが可能となった。